

令和3年度最重点・重点施策

鏡野町では、毎年度、最重点施策及び重点施策を設定し、各種事業に取り組んでいます。令和3年度の最重点施策・重点施策は次のとおりです。

I. 【最重点施策】

1. 健康づくりの推進

「健康づくりの推進」については、令和2年度から引き続き最重点施策とし、重点投資により成果向上を目指します。継続的に最重点施策として取り組んできた結果、徐々に特定健診の受診率は向上し、町民の健康への意識の醸成は進んでおります。更なる向上を目指すため、引き続き特定健診の受診率の向上、病気の早期発見・早期治療に努めます。また「生涯スポーツの推進」等のすべての健康づくりに関連する施策と連携し、町民の健康意識の向上と生活習慣の改善に努め、健康寿命を延ばし、医療費の抑制につなげていきます。

① 町民の健康づくりに対する意識の向上と次年度以降の事業の検討

↓町民一人ひとりが主体的に生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすための取り組みを行えるよう意識の向上を図るとともに、意欲的に取り組める新規事業（健康ポイント制度等）の展開及び既存事業の改善を検討します。

② 検診（健診）の受診率の向上

↓検診（健診）を多くの方に受診してもらえるように更なる周知徹底を行い、実施方法の改善に取り組み、受診率51%を目指します。

↓第3期特定健診実施計画に基づき、関係機関と連携して広報や啓発を徹底し、国保新規加入者や未受診者に対して特定健診の受診を促します。

③ 医療費の抑制

↓年度ごとの医療費の内訳データで高額医療の推移を分析し、「健康づくりの推進」に役立てます。

④ 状況に応じた感染症対策

↓新しい生活様式に対応した検診（健診）体制を確立します。

2. 農業の振興

「農業の振興」については、令和2年度から引き続き最重点施策として、重点投資により成果向上に努めます。農業従事者の減少・高齢化、有害鳥獣被害の増加により農業生産力の低下、耕作放棄地の増加が危惧されているため、集落営農組織の強靱化と組織人材の育成、農地の集積・集約化を図ります。効率的で持続可能な地域農業を推進し、農業者の所得向上を図り、魅力ある農業の実現を目指します。

① 新規就農者の確保・育成

↓「定住化の促進」施策等と連携し、Uターン・Iターン・Jターンの就農者を支援します。↓各関係団体連携のもと、農家情報の収集、戸別訪問等を行い、青年就農者のみならず新規就農者の掘り起こしと認定農業者の確保、育成を図ります。

② 集落営農組織等の育成・強化

↓国・県の補助制度を活用し、かつ町独自の支援を行うことで、集落営農組織等の強化と農地集積拡大を図ります。また、高齢化が進む組織の再編の調整、研究を行います。

③ 耕作放棄地化の防止

↓農地中間管理制度の対象とならない農地の耕作放棄地化を防ぐ対策を検討します。

④ 野菜・果樹の高付加価値化の検討

↓アンテナショップを効果的に活用して、都市圏で必要とされる隠れた産物の掘り起こしを行い、高付加価値化に向けた体制を検討します。

⑤ 有害鳥獣被害対策の強化

↓国・県の事業を活用するとともに、町独自の有害鳥獣対策事業を拡充し、被害の軽減を図ります。

⑥ ICTを活用したスマート農業の取り組みの検討

↓農業生産力の向上、有害鳥獣被害の軽減に有効なICT等の最新技術活用に向けた取り組みを研究します。

3. 林業の振興

「林業の振興」については、令和2年度から引き続き最重点施策として、重点投資により成果向上を目指します。鏡野町森林づくり条例に基づき、林業に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、「鏡野町森林づくりセンター」が中心となり、森林経営管理制度を踏まえ、放置森林の解消を促進し、次世代へ鏡野町の豊かな森林を継承できるように林業の振興を図ります。また、適切な森林の維持管理は地域の防災対策にもつながることから、間伐等の森林管理活動を行えるように新規林業就業者支援などに努めます。

① 林業従事者の確保・育成

↓新規林業就業者、林業事業者等を経済的に支援する取り組みや町内の林業事業者等の連携を図り、様々なサポート体制を整え、林業従事者の確保・育成に努めます。

② 町産材の活用推進

↓地域ブランドである美作松を活かした産直住宅を推進し、木材集積基地としての貯木場等の施設整備を行い、町産材利用を促進します。地球温暖化対策としての木材利用や森林の持つ公益的機能を町民にPRし、森林・林業への関心を高め、持続可能な循環型社会づくりにつなげます。

③ 若年層への木育の取り組みを行い、木材と触れ合う機会の増加を図ります。

④ 健全で豊かな森林づくりの推進

↓森林経営管理制度の仕組みを活用し、間伐等を積極的に推進し放置林の解消を図ります。

⑤ 「鏡野町森林づくりセンター」の機能充実と強化

↓組織強化のための人材育成に努め、サポート体制を確立します。

II. 【重点施策】

1. 生涯スポーツの推進

「生涯スポーツの推進」については、令和2年度から引き続き重点施策として、重点投資により成果向上を目指します。運動（体操も含む）・スポーツ活動の副次的効果である地域コミュニティの活性化や健康寿命の延伸について理解を深め、「健康づくりの推進」施策と連携し、運動習慣の定着に向け、事業を推進します。

① スポーツをしていない人も意欲を持てるような啓発活動

↓手軽にスポーツに親しめるように、ニュースポーツやノルディックウォークなど、楽し